

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者

(1) 実習実施者名：有限会社ツボウチ

(2) 代表者職氏名：取締役 坪内 武

(3) 所在地：岐阜県本巢郡北方町北方大枚 3 1 7 7 番地

2 認定の取消しを行った計画の認定番号（6件）

平成30年 6月 8日認定「認 1806011464」「認 1806011465」「認 1806011466」

同年 1 1月 2 6日認定「認 1806047511」「認 1806047512」「認 1806047513」

3 処分等内容

技能実習法第 16 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、令和 2 年 9 月 11 日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

4 処分等理由

認定計画に従って賃金を支払っていなかったことから、技能実習法第 16 条第 1 項第 1 号に規定する認定の取消事由に該当するため。